

平成30年3月30日

京丹波町長 太田 昇 様

京丹波町消防団組織等審議会
会長 湊 嘉秀

京丹波町消防団の組織等に関する諮問事項に関する審議結果
について（答申）

平成29年7月3日付け9京丹総第378号で諮問を受けた京丹波町消防団の「消防団組織と定数に関する事」及び「消防団員の処遇等に関する事」について、別紙のとおり答申します。

今回の答申に向け、審議会では5回の会合を行い、消防団員を対象としたアンケート調査などで団員の生の声を聞きました。

また、委員8名は、消防団に関わるそれぞれの立場において、多様な視点から意見を出し合いました。

今回の答申では、「地域になくてはならない消防団」の維持のため、諮問項目に基づいて必要と考えられることを提案しています。

つきましては、この答申をもとに、町、消防団が一体となって地域防災力の要である京丹波町消防団を盛り立てていただくことを願い答申とします。

消防団組織と定数に関すること

組織の編制について

京丹波町消防団の団員数は、少子高齢化による影響などにより、減少傾向にある。

また、全国的な傾向である就業構造の変化により、自営業の団員の減少と被用者団員の増加により、平日日中の火災などに出動できる団員確保は、大変厳しい状況となっている。

このことから、今後の消防団組織について、次のとおり再編を含めて検討すべきである。

(1) 部の編制について

部の編制については、消防団活動の基礎となるものであり、防災力の要として有事に確実に活動できる体制を整備する必要がある。

しかしながら、現在の体制においては、団員数の減少や被用者団員の増加により、有事における団員確保が厳しい部が見受けられる。

このことから、以下の部においては、将来を見据えた体制構築を検討するべきである。

【再編を含めた体制を検討すべき部及び所属団員数】 *平成29年4月1日現在

丹波支団	第2分団第2部	13人
瑞穂支団	第1分団瑞穂第1本部	17人
同	瑞穂第2本部	21人
同	第2分団第4部	10人
同	第3分団第5部	9人
同	第4分団第3部	4人
同	第4部	5人
同	第5分団第1部	10人
同	第2部	10人
同	第3部	12人
和知支団	第1分団第3部	11人
同	第2分団第1部	11人
同	第4分団第2部	8人
同	第3部	8人
同	第4部	10人

また、人口の減少が続く京丹波町においては、今後も団員確保が難しい部が発生すると考えられる。さらに、被用者団員の増加に伴い、有事に出動できる団員も限られていることから、できるだけ多くの団員を確保するために定員は設けず、部の基準団員数を定め、下回った場合は、団員確保に向けた方策の検討・実践を行政と地域が一丸となってさらに強力に進める必要がある。それでも団員の確保が困難な場合は、将来的な統合を見据えた検討を行うべきである。

なお、基準数については、火災現場での活動要員、その他水害等への対応や出動しにくい平日日中の人員確保を考慮し、15人を基準数として提案する。

また、部の団員数が10人を下回る場合は、円滑な活動を行うためにも近隣の部との統合についても積極的に検討すべきである。この基準数は定員ではなく、また、最低人員でもないものとし、町と消防団においては、より多くの団員確保に向けて取り組むべきと考える。

(2) 分団の編制について

現在、京丹波町消防団は16分団により編制されている。この分団の編制については、分団に所属する団員数ではなく、構成する部の数によるところが大きい。

このことから、現状の部が存続する場合には、分団の編制を改める必要はないと考えるが、今後、前述した部の編制において再編が進み、分団内の部の数が減少した場合においては、必要に応じて再編を検討すべきである。

(3) 支団の編制について

京丹波町消防団では、守備範囲の広域性などから旧町消防団の単位を「支団」として編制し、支団長（副団長級）が統括することで地域に根ざした綿密な活動と災害時における迅速な対応を実践してきた経過がある。

現状の分団数による体制継続においては、「支団」は必要であると考え、将来的に分団の編制においてその数を減らす場合は、支団の廃止を検討すべきと考える。

消防団の定数について

京丹波町消防団においては、平成18年4月1日の発足以来、900人を定員として活動してきたところである。

しかしながら、発足時887人であった団員は、平成29年4月1日現在814人となっており、全国的な傾向と同様に減少してきている。これは、組織全体の編制にも関連する喫緊の課題となっている。

その中で、京丹波町消防団においては、平成27年度に初の女性団員が入団している。これは、団員確保に向けた第一歩であり、今後、女性の積極的な入団が期待される場所である。

また、現在、主として消防団員に頼っている勧誘活動については、町民の消防団に対する理解不足により入団につながらないという課題がある。将来に向けて男女を問わず積極的な入団につなげるためにも、町には広報紙やケーブルテレビなどの媒体を活用した積極的な広報を求めるものである。

あわせて、地域の理解・協力は不可欠であり、区、自主防災組織との連携を強力に進めるべきである。

このような消防団員確保に向けた積極的な取り組みを進めることにより、減少傾向にある団員数の維持・増加が図られることを期待し、定数は50人減じた850人とする。

消防団員の処遇等に関すること

京丹波町消防団の団員に対しては、現在、団員報酬、出動手当（費用弁償）、運営費が支払われている。

このうち団員報酬の額については、他の審議会等で審議されるべきものであるため、今回検討を控えた。

運営費については、団員1人6,000円が支給されているが、団員報酬、費用弁償を運営費に充当している部もある。

また、消防団は、平時から地域とのつながりも多く、地域行事にも参画している。このため、地元区からの補助金等が交付されている部もあり、運営の一助とされている。

このような状況から、支給されている報酬等の性質を再認識するとともに、地域とのつながりとそこから得られる支援を大切にしながら、全ての部において円滑な運営が行えるよう見直しが必要と考えられる。